

一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第28号

一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年一宮町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第2項を次のように改める。

条例第12条第2項の規定による使用料の徴収は、汚水処理施設使用料納入通知書（別記第11号様式）によるものとする。

2 令和5年10月以後の使用料は、水道料金（長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例（平成10年長生郡市広域市町村圏組合条例第6条）第28条に定める水道料金をいう。）と併せて徴収するものとし、徴収の方法は、水道料金の徴収の方法の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。